

保育園等の申込みにおける個人番号（マイナンバー）の記載について

◎保育園等の入園申込み手続きには、マイナンバーが必要です

マイナンバー法の施行に伴い、平成28年10月以降、保育園等の入園を希望する方は、申込みに必要な書類の一つである「施設型給付費等給付認定申請書」（A3サイズの申請書）に、個人番号（マイナンバー）を記載していただくこととなりました。

「施設型給付費等給付認定申請書」の記入にあたっては、下記の方のマイナンバーを記載していただくとともに、（新規の入園申込みをされる方は）提出の際に「番号確認」と「本人確認」が必要となりますので、必要書類を窓口にご持参くださいますようお願いいたします。

○マイナンバーを記載する方

- ・申請児童、申請者（保護者）、申請者の配偶者、同居している親族の方

※施設型給付費等給付認定申請書「入園希望児童」及び「①世帯の状況」欄

◎申込書提出の際にご持参いただくもの（新規入園申込みをされる方のみ）

個人番号（マイナンバー）を記載した申請書等を提出する場合、なりすまし等を防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（本人確認）が必要です。

このため、申請書の提出時には、下記の書類をご持参くださいますよう、お願いします。

○番号確認に必要な書類

- ・申請者本人（申請書の「保護者氏名」欄に記載の保護者）の方の

個人番号カード（マイナンバーカード）、通知カード、個人番号の記載がある住民票

※窓口での提示またはコピーを提出してください

○本人確認に必要な書類

- ・申請者本人（申請書の「保護者氏名」欄に記載の保護者）または代理（配偶者等、同居世帯の方等）で申請にいらした方の書類で、下記（１）または（２）のもの

※窓口での提示またはコピーを提出してください

(1) 1点で確認するもの 【顔写真付き】	・個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳 等
(2) 2点以上で確認するもの 【顔写真なし】	・健康保険証、介護保険証、医療受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金手帳 等

【問い合わせ先】

坂城町教育委員会 教育文化課 子ども支援室
電話 0268-82-3111(内線253)